

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等についての条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が長期欠席により職務を果たせない場合又は市民の信頼に反し議員としての職責を果たせない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等についての条例（昭和31年泉佐野市条例第15号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 定例会及び臨時会の本会議

イ 泉佐野市議会委員会条例（昭和43年泉佐野市条例第27号）の規定に基づき設置された委員会の会議

ウ 泉佐野市議会委員会条例第3条の2第1項に規定する議会運営委員会において設置を決定した委員会の会議

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定する議員の派遣

オ 泉佐野市議会基本条例（平成25年泉佐野市条例第20号）の規定に基づく会議及び研修

(2) 長期欠席 長期不在、自己都合その他の理由（医師の診断書に基づく病気療養を除く。）により90日を超えて議会の会議等を欠席することをいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から当該額に100分の100を乗じた額を減額した額とする。

2 前項の規定は、議員が議会の会議等を欠席した日から起算して90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 議員報酬等条例第5条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）前6月において長期欠席があるときの期

末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当の額から、基準日前6月の現日数を基礎として、当該基準日前6月における長期欠席の日数に応じて日割りにより計算して得た額を減じた額とする。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議員が議会の会議等を欠席した場合における当該欠席日数は、長期欠席の日数に含めないものとする。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についての条例（昭和42年泉佐野市条例第34号）の規定に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 議員の出産（出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) その他議長がやむを得ないと認める場合

(議員報酬の支給停止)

第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、当該議員の議員報酬は、当該処分を受けた日から当該処分を解かれた日までその月の現日数を基礎として日割りにより計算し、当該処分を受けた日の属する月からその支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、その月の議員報酬の支給日が差し迫っていることにより当該支給を停止することができないとき又は既にその月の議員報酬が支給されているときは、翌月以降の議員報酬又は期末手当から当該支給を停止すべき額を控除するものとする。ただし、議員の辞職その他の理由により翌月以降の議員報酬又は期末手当から当該支給を停止すべき額を控除することができないときは、当該控除することができないことにより生じた過払金の返還を求めるものとする。

(期末手当の支給停止)

第7条 基準日において議員報酬の支給が停止されている議員の当該基準日に係る期末手当については、その支給を停止する。

(支給停止している議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 前2条の規定により支給を停止している議員報酬及び期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件について

公訴を提起しない処分があったとき又は当該支給の停止の理由となった刑事事件の無罪判決が確定したときは、公訴を提起しない処分があった日又は無罪判決が確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。当該議員がその資格を失っているときも、同様とする。

(支給停止している議員報酬及び期末手当の不支給)

第9条 第6条第1項又は第7条の規定により支給を停止している議員報酬及び期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件について有罪判決が確定したときは、支給しない。

(端数計算)

第10条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(減額等の効力)

第11条 この条例の規定により議員報酬及び期末手当を減額し、支給を停止し、又は支給しないこと（以下「議員報酬等の減額等」という。）とされた議員が再び議員の資格を得たときは、前任期中の議員報酬等の減額等の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第12条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年5月24日から施行する。